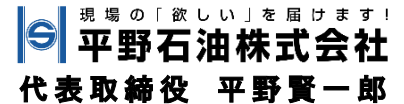


次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画



次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日 ～ 2028年3月30日（3年間）

2. 目標

全従業員が仕事と子育てを両立でき、長く勤められる働きやすい環境を作ること、その能力を十分に発揮できる職場にする。

3. 取組内容

（1）カムバックエントリー制度による採用率の向上

出産・育児の理由により離職した従業員に対し、優先的に求人情報を提供するカムバックエントリー制度による採用目標を10名とする。

（2）企業主導型ベビーシッター利用者支援制度の継続

内閣府のベビーシッター利用者支援事業を継続し、利用者目標を10名とする。

（3）ドライバー職の勤務間インターバルの社内目標設定

ドライバー職のワークライフバランスを確保するため、勤務間インターバルの社内目標を12時間とする。

（4）育児休業取得率の向上

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準にする。

男性社員・・・取得率を90%以上にする

女性社員・・・取得率を100%にする

（5）キャリア支援ネットワークの構築

従業員のスキルアップ、キャリア形成、各々の問題解決のため、支援ネットワークを構築する。産業医ならびに社会保険労務士、キャリアコンサルタントによる相談・支援体制を確立する。

（6）自己啓発制度の拡充

社員のスキルアップ、キャリア形成を目的とした資格取得プログラムを100プログラム構成とし、合格までの受験料をサポートする。

（チャレンジ精神を重視し、受験料サポート回数を無制限とする。）

（7）育児支援者とサポート者の相互理解に向けた職場環境の構築

育児による時短勤務、看護休暇、妊娠時の休職、パパ育休など、安心して取得できる環境を目的とし、評価項目に育児支援者に対する業務サポートの実績項目を追加し、実績の有無を評価ポイントとして人事評価へ反映する。

育児支援を要する社員とサポートする社員、共に働きやすい職場環境を目指す。

4. 実施時期

2025年4月以降、体制の構築、規定規則の改定、全従業員への周知に取り組む。

以上